

令和6年度に改定等を予定している子供・子育て分野の計画

資料4

名称	根拠	次期計画期間	概要	策定・改定のポイント
子供・子育て支援総合計画	・ 子供・子育て支援法 ・ 次世代育成支援対策推進法 ・ 子供の貧困対策法	2025（R7）～ 2029（R11） 5年間	福祉、保健、医療、雇用、教育などにわたる <u>子供・子育て支援の総合計画</u>	✓ 保育サービスや学童クラブ等に加えて、新たにショートステイなど家庭支援事業の量の見込みを踏まえて作成 ✓ 意見表明支援など子供の権利擁護に関する事項を記載 ✓ 当事者である子供の意見を聴取
社会的養育推進計画	・ 都道府県社会的養育推進計画策定要領（国）	2025（R7）～ 2029（R11） 5年間	在宅での支援から特別養子縁組、代替養育や自立支援など、 <u>社会的養育を一体的・全体的な視点で定める計画</u>	✓ 家庭養育優先原則と永続的な養育の保障（パーマネンシー保障） ✓ 里親等への委託率等に加えて、こども家庭センターの設置数や家庭支援事業の達成状況等を記載 ✓ 当事者である子供の意見を聴取
ひとり親家庭自立支援計画	・ 母子及び父子並びに寡婦福祉法	2025（R7）～ 2029（R11） 5年間	ひとり親家庭が安定した就労や生活の下、子供を健全に育むことができるよう、 <u>都が行うべきひとり親施策の方向性等を定める計画</u>	✓ 安全・安心な親子交流の推進と養育費の履行確保のための支援 ✓ SNS等による多様な相談体制の強化 ✓ ひとり親家庭も含めた支援が必要な子供の居場所の確保や学習支援